

# 違反是正は人命救助！ 法令違反の根絶に向けた取組(2)

札幌市消防局特別機動査察隊



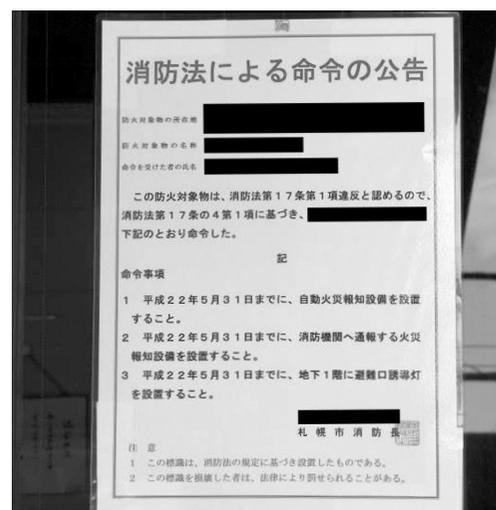
前号では、札幌市消防局の査察執行体制及び特別機動査察隊の活動状況について紹介したが、本稿においては、これまで特別機動査察隊が消防法第17条の4第1項の規定に基づく消防

用設備等設置命令を発令した防火対象物のうち、民事係争中という権利関係の事情におかれていた事例について紹介する。

【違反処理事例】建物明け渡し請求事件の民事係争中であった社会福祉施設に対する消防法第17条の4第1項に基づく命令事例について

## 防火対象物の概要

- (1)構造：耐火造地上3階建 延600㎡
- (2)用途：認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設  
消防法施行令別表第一(6)項口  
要介護者9名が入所、夜間の勤務体制は介護職員1名
- (3)消防用設備等：消火器、誘導灯(3階未設置)



## 違反事項

- (1)自動火災報知設備未設置（消防法第17条第1項、平成19年政令第179号による改正前の消防法施行令第21条第1項第3号）
- (2)消防機関へ通報する火災報知設備未設置（消防法第17条第1項、平成19年政令第179号による改正前の消防法施行令第23条第1項第2号）
- (3)誘導灯基準不適合（消防法第17条第1項、消防法施行規則第28条の3第3項第1号イ）

## 違反の端緒及び是正完結まで

本件防火対象物は、N消防署管轄内において、平成18年9月に長崎県グループホーム火災を踏まえた実態調査により、当初の一般住宅から同施設に用途変更されていることを確認し、本件違反が発生した。

その後、N消防署において、平成20年から本件施設経営者Aに対し自動火災報知設備等の設置について改善通知書<sup>※1</sup>の交付及び面談による指導を行い、平成21年4月には、本件防火対象物の所有者2名B・Cに対して改善通知書を交付するとともに、電話及び面談による指導を行ってきたが、違反者B・Cの連名で提出された改善計画書には、建物明け渡し請求事件の係争中であることを理由に、本件施設が使用されているにもかかわらず当該違反を是正しなかった。

これらの経過を踏まえて、N消防署査察対象物<sup>※2</sup>から消防局の査察対象物に指定し、平成22年3月17日から特別機動査察隊で違反調査を進め、同年3月30日に違反者B・Cを名あて人として、消防法第17条の4第1項の規定に基づき自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備並びに地下1階部分の誘導灯の設置について、命令書を配達証明付き内容証明郵便にて送達した。

(1)4月1日に配達証明(3月31日付け)により命令書が到達したことを確認し、4月2日に建物への標識の設置、市役所、消防署の掲示場及び消防局ホームページで公示した。

(2)4月2日、命令事項(自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備)の消防用設備等着工届出書をN消防署が受理した。

(3)4月14日、消防用設備等設置届出書(届出者:施設管理者)をN消防署が受理した。

(4)4月15日、上記届出書に基づく検査を実施し、検査済証を届出者へ交付した。

※1 改善通知書とは、立入検査等により法令違反の事実又は火災危険等があることを確認したときに、消防署長が是正期限を付して権原者等に是正指導を行う文書

※2 査察対象物とは、法令違反の事実又は火災危険等があると認める防火対象物のうち、消防署長の指定又は消防長の指定により、査察(違反是正措置)を執行する防火対象物

## 特別機動査察隊の違反処理対応

(1)3月17日、本件防火対象物における消防用設備等の設置維持状況及び防火対象物の使用状況について立入検査し、実況見分調書を作成した。

(2)3月18日、消防法第35条の13の規定に基づき、次の事項について、関係官公署に火災予防関係事項照会書により照会した。

ア 介護保険法に基づく事業者の指定更新申請書及び指定更新通知書の写しの交付(保健福祉局)

イ 事件記録の閲覧(札幌地方裁判所長)

ウ 建築許可書の写しの交付(建築行政庁)

(3)3月23日、本件防火対象物における消防用設備等の点検を行った者を被質問者として質問録取りし、質問調書を作成した。

(4)3月28日、建物所有者である違反者Bに対し、電話にて事前に違反事項の是正について確認したが、民事係争中を理由として全く是正意思を示さなかった。また、このことを理由にN消防署が猶予していたという思い込みから、行政に対する不満を主張した。

(5)3月28日、本件施設関係者Aらが来局し、違反事項の照会を受けた。その際、本件違反調査で確認した違反事実及び建物所有者である違反者B・Cに対しては、火災人命危険性から判断

し行政処分を検討していること及び処分した場合には法令に基づき公示する旨を伝えた。このとき、施設を管理し使用しているAらは、施設を運営している以上は必要な消防用設備は施設側の負担でも設置したいが、建物所有者の同意が得られない。それなのに、消防が建物所有者に対して行政処分した場合に、施設に標識を設置されることは納得できないことを終始主張し続け、数時間に及んだ。これらの概要について聴取記録書を作成した。

(6) 3月29日、消防法第35条の13の規定に基づき、事件記録の写しの交付について、管轄裁判所長あて照会した。

(7) 3月29日、違反調査報告に基づき「命令」を行うことについて方針を決定した。違反調査報告における調査実施者の措置方針は次のとおり。

「本件防火対象物は、要介護2から要介護5までの9名が入所する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設であり、夜間の勤務体制は介護職員1名のみであり、防火管理者から任意提出された入所者の火災時対応力の資料からも、9名の入所者の火災対応力は極めて低いと客観的に評価でき、火災が発生した場合における初期消火、通報及び避難誘導は著しく困難であり、人命危険性が高い事情が存在していると客観的に判断した。以上のことから、本件違反による火災人命危険性を排除するために、特に早急な是正措置を講じるとともに、入所者やその家族等広く火災人命危険性を周知する必要があるため、札幌市消防局査察等に関する規程第23条の規定に基づき、一次措置によらず二次措置の行政処分とする。」

(8) 3月29日、建物所有者である違反者Bに対して電話で命令書の手交を伝えたが、納得しないので受け取らない旨を主張した。

(9) 3月30日、建物所有者である違反者B・Cに配達証明付き内容証明郵便にて命令書を送達した。

(10) 3月31日、本件施設経営者Aが来局し、標識

の設置に対する不服を主張した。3月30日に建物所有者である違反者B・Cへ命令書を送達したこと及び配達証明による到達を確認した後に標識を設置する旨を説明したが、理解を示さなかった。

(11) 4月1日、建物所有者である違反者B・Cに対する命令書の配達証明を受領した。本件施設経営者Aに対して、電話にて4月2日に公示する旨を伝えた。

(12) 4月2日、本件施設関係者A及び建物所有者である違反者B・Cの関係者立会いにより標識を設置した。

(13) 4月3日、本件施設経営者A及び消防設備業者がN消防署に来署し、消防用設備等着工届出書を提出した。

(14) 4月14日、本件施設経営者AがN消防署に消防用設備等設置届出書を提出した。

(15) 4月15日、当該届出書に基づく検査をN消防署員が実施し、検査済証を交付した。すべての命令事項が履行された。

## 教訓・検討を要する事項

本事例は、違反是正事務を進めていく中で散見される事例であり、もし、是正指導の相手方が民事事件において係争中であるという事案を担当することになったならば、皆様はどのように考えますか。

(1) 違反是正方針をどのように考えるか。また、違反是正を留保する正当な理由は考えられるか。

(2) 警告をすることなく、行政処分を講じたことをどのように考えるか。

(3) 行政処分の受命者適格をどのように考えるか。

(4) 裁判記録等を確認する場合の方法をどのように考えるか。

(5) 標識の設置及び公示を拒む関係者にはどのように対応するべきか。

(6) 本事例は、行政処分を講じてから約2週間程度ですべての命令事項が履行されたが、違反処理手法の効果をどのように考えるか。